

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、その翌日)

鳥取県規則第十二号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第二条 条例第二十二条第二項に規定する証明書は、様式第一号のとおり

とする。

(推奨等の要請)

第三条 条例第二十三条の規定による推奨又は指定の要請は、様式第二号による要請書を提出して行うものとする。

附則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平林鴻三

三

様式第1号(第2条関係)

(表)

身分証明書 第 号

写 真

所 属
職 名
氏 名 年 月 日生

上記の者は、鳥取県青少年健全育成条例第22条第1項の規定により立入調査を行うことができる職員であることを証する。

年 月 日 年 月 日

鳥取県知事

印

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例(抜き)

(立入調査等)

第22条 知事は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、関係者に対する資料の提出を求める、又はその職員に、書店その他の営業を営む場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式2号(第3条関係)

優良図書等推奨 要請書
有害図書類指定職 氏名 殿
鳥取県青少年健全育成条例第23条の規定により、青少年の健全な成長に資するものとして推奨されるよう要請します。
年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

要請者 氏 名
(法人にあつて
は代表者の氏名)

電話番号

種類 1書籍 2雑誌 3図画 4写真 5レコード 6録画テープ
7録音テープ 8フィルム 9映画 10演劇 11その他()題名
発行所等の名称

理由

備考 1 「種類」欄は、該当する番号を○で囲み、「11その他」の場合はその種類を具体的に記入すること。

2 「発行所等の名称」欄は、たとえば図書類にあつては発行所名又は発売元名、映画にあつては製作所名又は配給所名、演劇にあつては興行場名又は主催者名等を記入すること。
3 「理由」欄は、具体的に記入すること。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平林鴻三

告示

鳥取県規則第十三号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第七十七号を次のように改める。

七十七 と畜検査手数料

生後一年未満の牛又は馬 三百六十円。ただし、生体五十キ

ログラム未満の牛又は馬にあつて
は、百二十円

その他の牛又は馬

六百円

三百円

百二十円

めん羊又は山羊

別表第九十五号の二中「七千五百円」を「一万一千円」に改め、同号の次に次の三号を加える。

九十五の三 衛生検査所登録証明書換え交付手数料

三千二百円

九十五の四 衛生検査所登録証明書再交付手数料

三千二百円

九十五の五 衛生検査所登録変更申請手数料

八千四百円

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則

鳥取県告示第二百七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、郡町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による富谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平林鴻三

三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十四年八月三十一日現在の地番による。)
大字宮谷字背戸田	大字宮谷字背戸田の全域、大字宮谷字イモフ田一〇六の二及びこれと一体をなす国有地並びに一〇四の二及び一〇四の四と一体をなす国有地の一部、大字宮谷字宮ノ前四〇、四九及び五〇と一体をなす国有地の一部並びに大字宮谷字堤谷二三と一体をなす国有地の一部

大字宮谷字イモフ田のうち一〇六の二及びこれと一体をなす国有地並びに一〇四の二及び一〇四の四と一体をなす

(第三種郵便物認可) 昭和56年3月24日 火曜日

国有地の一部以外の区域	
大字宮谷字宮ノ す国有地の一部以外の区域	大字宮谷字堤谷のうち二二一と一体をなす国有地の一部以 外の区域
前	大字宮谷字堤谷のうち二二一と一体をなす国有地の一部以 外の区域

鳥取県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月二十六日付けで鳥取市賀露町九一四浜下幸市ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（大井手地区農業用河川工作物応急対策）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てる。
鳥取県告示第二百八十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町から同町が行う土地改良事業に係る宮谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 三 縦覧に供する期間
昭和五十六年三月二十五日から二十日間
- 二 縦覧に供する場所
鳥取市役所

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,200円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込みされる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

月まで、鳥取県公報を 円を添えて申し込みます。
部 購

昭和

年

月

日

住所

氏名

(団体の場合
及び代表者名、
団体名)

鳥取県知事 平林鴻三殿

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月十円(送料を含む。)】